

上場株式等の所得における市県民税の課税方法に関する申請書

(市県民税申告書と一緒に提出してください)

氏名

令和 年分所得税確定申告において申告した(予定も含む)上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得における市県民税の課税方法について、次のとおり選択します。

次の1. もしくは2. を選び、□にチェックを入れて各項目に記入してください。

□ 1. 所得税確定申告で申告した上場株式等の所得全てを対象にする場合

所得の種類	課税方法 (○で囲む)
上場株式等の配当所得	申告不要 ・ 総合課税 ・ 申告分離課税
特定公社債等の利子所得	申告不要 ・ 申告分離課税
上場株式等の譲渡所得	申告不要 ・ 申告分離課税

※記入がないものについては所得税確定申告の課税方法を準用します。

□ 2. 所得税確定申告で申告した上場株式等の所得の一部を対象にする場合

市県民税で申告する上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得を下の表に記入してください。

市県民税で申告する上場株式等の所得 (上場株式等の配当所得については課税方法を○で囲む)			住民税の特別徴収税額 (配当割額または株式等譲渡所得割額)
上場株式等の配当所得	総合課税・申告分離課税	円	円
特定公社債等の利子所得		円	円
上場株式等の譲渡所得		円	円

※複数ある特定口座の一部について市県民税の申告をする場合等に記入してください。

※上場株式等の配当については総合課税と申告分離課税を混在して申告することはできません。課税方法が選択されていない場合は所得税確定申告の課税方法を準用します。

< 備考 >

※対象となる特定上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得は、住民税(市県民税)5%があらかじめ特別徴収されるものになります。非上場株式等の所得税 20.42%だけの源泉徴収のものは対象になりません。

※同一特定口座内で株式等の譲渡所得の損失と通算されている場合、配当所得のみを申告不要の課税方法にすることはできません。

※所得税確定申告で申告した(予定も含む)配当所得、利子所得、上場株式等の譲渡所得の内訳がわかるものを添付してください。

※この申請書は申告期限までに提出をお願いします。なお、それ以降でも受付は可能ですが市県民税の税額通知(給与所得者の特別徴収分も含む)の送達後は提出されても受付できませんのでご注意ください。